

# 駐輪場管理規約

## (総則)

第1条 この規約は福岡工業大学（以下「本学」という。）キャンパス構内（以下「構内」という。）における自転車、バイク及び原動機付自転車（以下「自転車等」という。）の駐輪場の利用（以下「駐輪場」という。）に関し必要な事項を定め、本学学生へ多様な通学・通勤手段を確保することによって、本学学生の修学の便宜を図るとともに、一般道路、及び本学構内における無断駐輪、並びに危険運転等の通行障害を防止することによって、車道及び歩道の安全と円滑を図ることにある。

## (所管)

第2条 駐輪場の管理は学生部学生課の業務とする。

## (対象)

第3条 駐輪場を使用できる者は、次の通りとする。

- (1) 構内に自転車等で通学する本学の学生（城東高校生を除く）、科目等履修生、研究生（以下「学生」という。）
- (2) 大学及び研究室等で所有する自転車等の管理者

## (許可の申請)

第4条 学生は、駐輪場の使用を希望するときは、学生課に申請してその許可を受けなければならない。

## (許可の基準等)

第5条 1 駐輪場の使用を許可する基準を、以下のように定める。

### 2 バイク、原動機付自転車

#### ① バイク、原動機付自転車に関する基準

- (1) 側車付きでないこと。三輪車でないこと
- (2) 故障箇所や整備不良箇所がない車両を使用すること
- (3) 車検証または標識交付証明書が有効期限内にある車両を使用すること
- (4) 強制保険に加入している車両であること
- (5) 任意保険に加入し、下記の金額以上の補償を受けている車両であること
  - (イ) 対人補償 無制限
  - (ロ) 対物補償 無制限

#### ② 許可を受けようとする者に関する基準

- (1) 車両の運行に必要な免許を受けており、かつ、その停止または取消等を現に受けていないこと
- (2) この規約を遵守すること
- (3) その他、本学が不適格と認めた者でないこと

- ③ 許可申請の際に必要な書類は、下記の通りとする。許可申請は電子申請にて行う。必要な書類はその画像を貼付する。
  - (1) 所定の申請用紙
  - (2) 運転免許証の写し
  - (3) 任意保険証券（補償金額が確認できるもの）の写し
  - (4) 車検証または標識交付証明書の写し

### 3 自転車

- ① 自転車に関する基準
  - (1) 故障箇所や整備不良箇所がない自転車を使用すること
  - (2) 防犯登録されている自転車であること
  - (3) 義務化されている自転車損害保険等に加入していること
- ② 許可を受けようとする者に関する基準
  - (1) この規程を遵守することを誓約すること
  - (2) その他、本学が不適格と認めた者でないこと
- ③ 許可申請の際に必要な書類は、下記の通りとする。許可申請は電子申請にて行う。必要な書類はその画像を貼付する。
  - (1) 所定の申請書類
  - (2) 保険証券（補償金額が確認できるもの）の写し
  - (3) 防犯登録カードの写し、または許可を受けようとする自転車に添付されている防犯登録シールの写真

#### （許可の有効期間）

第6条 許可の有効期間は4月1日から翌年3月31日までの一年とし、延長して使用を希望する者は改めて許可を受けなければならない。

#### （許可証）

第7条 本学が学生に駐輪場の使用を許可するときに交付する登録ステッカーを駐輪場使用の許可証とする。

#### （許可の更新）

第8条 学生は、許可の更新を希望するときは、大学に申請してその許可を受けなければならない。許可の更新については、第5条の規程を準用する。

#### （駐輪場所）

第9条 大学は、学生に駐輪場の使用を許可するときは、駐輪場所を指定する場合がある。

#### （利用者心得）

第10条 駐輪場を使用するものは、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 登録ステッカーを貼付した指定の自転車等のみを駐輪すること

- (2) 大学から指定された場所に駐輪すること。指定されていない場所には絶対に駐輪しないこと。  
常に整理して駐輪することを心掛け、斜めに置いたり、通路にはみ出して置いたり等して他の利用者に迷惑にならないよう注意すること
- (3) 自転車等を駐輪する場合は必ず鍵をかけ、スタンドには留め金等をし、盗難や転倒を防止すること
- (4) 駐輪の際には、大学の工作物に鎖やワイヤー、錠等をつなぎ留めないこと
- (5) 駐輪場の出入りに当たっては、他の車両および歩行者に十分注意すること
- (6) 他の車両に損傷を与えないこと。損傷を与えたときは、速やかに本学に報告すること
- (7) 駐輪場を清潔にすること。ごみを散らかさないこと
- (8) 駐輪場を自転車等の保管以外の目的に使用しないこと
- (9) 駐輪場に危険物を持ち込まないこと。自転車等以外の物品を放置しないこと
- (10) 駐輪場において不審者を見つけたときは、直ちに本学に通報すること

#### (大学の免責事項)

第11条 本学は、通学・通勤中の事故や駐輪中に生じた車両の盗難、損傷等について一切責任を負わない。

#### (通学途上の事故)

第12条 自転車等を運転中、通学途上で人身事故を起こした場合は、被害者の救護を最優先し、ただちに警察に届けなければならない。同時に本学に事故の報告をしなければならない。

#### (届出)

第13条 駐輪場を使用している者が次のいずれかに該当するときは、速やかに本学に届け出なければならない。

- (1) 車両を変更したとき
- (2) 自転車等による通学を中止するとき

#### (無断駐輪・放置車両の取扱い)

第14条 本学は、駐輪を許可した自転車等以外の車両が駐輪場あるいはその周辺に置かれている場合、不法に放置したものとしてその所有者に予告なく自転車等を別の場所に移動させたり、その所有者に撤去を求めたり等の必要な措置を行う。

#### (不正駐輪の取扱い)

第15条 本学は、駐輪を許可した自転車等であっても本規約に違反していると判断される場合は、その所有者に予告なく自転車等を別の場所に移動させる等の必要な措置を行うとともに、その所有者に対して指導を行う。

#### (特別の指示)

第16条 本学は、都合により駐輪場の使用について特別の指示を出すことがある。学生は、本学から特別の指示が出されたときは、その指示に従わなければならない。

(駐輪場の廃止)

第17条 本学は、都合により駐輪場を移動、改変、廃止することがある。この場合、学生は無条件で本学の決定に従わなければならない。

(個人情報の取扱い)

第18条 1 本学が駐輪場使用許可申請に関連して収集した個人情報は、駐輪場管理業務に必要な範囲でのみ使用する。

2 学生は、第三者名義の車検証、保険証券その他の第三者の個人データを本学に提出するに際しては、本学が求めたときは当該第三者の氏名、住所、取得の経緯を本学に説明しなければならない。

(付則)

この規約は、令和4年4月1日から施行する。